項の規定により」を「若しくは第三項又は第四十八条の十九第二項の規定により」に改め、同項第五号中「第四十八条の十七第一項」を「第四十八条の二十第一項」に改め、同項第六号中「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改め、同条第四項第一号中「第十五号」を「第十六号」に、「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の二十二第三項」を「第四十八条の二十五第三項」に、「第十八号、第二十号から第二十三号まで及び第二十七号」を「第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号」に改める。

第十九条第一項、第十九条の二第一項及び第十九条の三の二中「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改める。

第十九条の十一第一項中「第四条第一項第十七号」を「第四条第一項第十八号」に改める。

第二十条中「第五十条第四項」を「第五十条第六項」に改める。

第二十一条第一項中「法第五十条第四項」を「同条第六項」に改め、同条第三項中「第二十三条第四項及び第五項」を「第二十三条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第二十三条第三項及び第五項」を「第二十三条第五項及び第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　国土交通大臣が指定区間外の国道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該維持又は工事に要する費用の額に相当する額（第二十三条第三項及び第七項において「指定区間外国道維持等都道府県負担額」という。）とする。

3　国土交通大臣が都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該維持又は工事に要する費用の額に相当する額（第二十三条第四項及び第七項において「都道府県道等維持等都道府県等負担額」という。）とする。

第二十三条第二項中「第五十条第四項」を「第五十条第六項」に改め、同条第六項中「、分担額」の下に「、指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「分担額」の下に「、指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　国土交通大臣は、指定区間外の国道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、当該指定区間外の国道を管理する都道府県に対して、指定区間外国道維持等都道府県負担額を通知しなければならない。

4　国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、都道府県道等維持等都道府県等負担額を通知しなければならない。

第二十六条第一項中「第二十一条第一項及び第二項」に、「、第二項、第五項及び第六項の」を「から第三項まで、第七項及び第八項の」に、「第二十一条第一項中」を「第二十一条第一項及び第二項中」に、「同項中「都道府県」を「同条第一項中「都道府県」に、「第二十一条第一項並びに」を「同項並びに」に、「第五項及び第六項中」を「第七項及び第八項中」に改め、「国道新設等指定市以外の市負担額」と」の下に、「第二十一条第二項及び第二十三条第三項中「指定区間外国道維持等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額」と」を加え、「中「都道府県」を「及び第二十三条第三項中「都道府県に」に、「又は「指定市以外の市」と、第二十三条第二項」を「に」又は「指定市以外の市に」と、同条第二項」に、「同条第五項中「、分担額」を「同条第七項及び第八項中「、指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額」に、「又は分担額」と、同条第六項」を「それぞれ「又は指定区間外国道維持等指定市負担額」又は「又は指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額」と、同項」に改め、「「国道新設等国庫負担額」と、同項中「、分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」とあるのは「、「国道新設等国庫負担額」と」を削り、同条第二項中「第二十一条第二項及び第三項並びに第二十三条第三項から第五項まで」を「第二十一条第二項及び第三項並びに第二十三条第三項から第五項まで及び第二十三条第四項から第七項まで」に、「第二十一条第二項及び第三項並びに第二十三条第三項及び第四項」を「第二十一条第三項から第五項まで及び第二十三条第四項から第六項までの規定」に、「第二十一条第二項並びに第二十三条第三項及び第五項」を「第二十一条第三項及び第二十三条第四項中「都道府県道等維持等指定市等負担額」又は「都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等維持等都道府県等負担額」と、第二十一条第四項並びに第二十三条第五項及び第七項」に、「第二十一条第三項並びに第二十三条第四項及び第五項」を「第二十一条第五項並びに第二十三条第六項及び第七項」に、「、施設等改築負担基本額」を「、指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額」に、「「施設等改築負担基本額」を「それぞれ「都道府県道等維持等指定市等負担額」又は「都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額」に改める。

第三十条の五中「第四条第一項第二十七号」を「第四条第一項第二十八号」に改める。

第三十五条の四中「第四十八条の十七第一項」を「第四十八条の二十第一項」に改め、同条を第三十五条の六とし、第三十五条の三を第三十五条の五とする。

第三十五条の二の次に次の二条を加える。

（指定区間内の国道に係る沿道区域の指定の基準）

第三十五条の三　法第四十四条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　指定区間内の国道に係る沿道区域の指定は、地形、地質その他の状況を勘案して、落石、土砂の崩壊その他の道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象が発生するおそれがある土地の区域について行うこと。

二　前号の規定による沿道区域の指定は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため必要な最小限度のものであること。

（損失補償の裁決申請手続）

第三十五条の四　法第四十四条第七項（法第六十九条第二項、第七十二条第二項、第七十五条第六項並びに第九十一条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）又は第七十条第四項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一　裁決申請者の氏名及び住所

二　相手方の氏名及び住所

三　損失の事実

四　損失の補償の見積り及びその内訳

五　協議の経過

第三十六条を削り、第三十七条を第三十六条とし、第三十八条の二を第三十八条とする。

第三十九条第二項第二号中「の指定をし」を「を指定し」に改め、同項第十三号中「第三十七条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第十二号を第十四号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号中「第五項」を「第七項」に改め、「分担額」の下に「、指定区間外国道維持等都道府県負担額（指定区間外国道維持等指定市負担額及び指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額を含む。）、都道府県道等維持等都道府県等負担額（都道府県道等維持等指定市等負担額及び都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額を含む。）」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第五十条第四項」を「第五十条第六項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　法第四十八条の十七第一項の規定により重要物流道路を指定し、同条第二項の規定により当該指定に係る道路の道路管理者に協議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。

四　法第四十八条の十九第一項第一号ロの規定により重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路を指定すること。